

私 幼 第 27006 号

平成 27 年 4 月 1 日

全日本私立幼稚園連合会
加盟都道府県団体長 様
加盟園 各位

全日本私立幼稚園連合会

認定こども園委員長 森迫 建博

「認定こども園新制度職員配置」現時点で解ってきたこと

新制度を迎えるに当たり、認定こども園の皆様は、「果たして自分の園は、職員数が足りているのだろうか？加算が取れるのだろうか？」と悩んでおられる設置者・園長の方々も多いかと思えます。

国の都道府県担当者向け資料「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の指定に伴う実施上の留意事項について（3月10日付け）」を基に、現時点で解ってきたこと、予想されることを取り急ぎご報告いたします。

添付資料

- ・ 公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ（内閣府資料）
- ・ 職員配置 Q&A（具体例）
- ・ 現時点で解ってきたこと、予想されること
- ・ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の指定に伴う実施上の留意事項について」平成 27 年 3 月 10 日付国資料（超簡略版：文責 森迫）

以 上

公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1まで加算)
1・2歳児	6 : 1
1号子どもの満3歳児対応も6 : 1まで加算	
乳児	3 : 1

年齢別配置基準

 : 基本額
 : 加算

園長(1人)

施設長経過措置(+1人)

副園長・教頭(1人)

1号定員

2・3号定員

主幹保育教諭(1人)

主幹保育教諭(1人)

保育教諭

保育教諭

学級編制調整(1人※1)

※1 1号・2号定員36～300人の施設に加算

満3歳児対応

チーム保育(1～6人※2)

※2 1号・2号定員～45人は1人、46～150人は2人、151～240人は3人、241～270人は3.5人、271～300人は4人、301～450人は5人、451人～は6人を上限

休けい保育教諭(1人※3)

※3 2号・3号定員～90人の施設のみ

保育標準時間対応※4

休日保育・夜間保育対応

※4 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育教諭としても差し支えない

療育支援補助者

専任化代替職員1人

専任化代替職員1人

【地域子ども・子育て支援事業】
幼稚園型一時預かり事業
一般型一時預かり事業

一時預かり対応

延長保育事業

延長保育対応※5

※5 非常勤の保育教諭等の配置が必要

年齢	1号認定	2号認定	3号認定	合計	年齢別配置基準と加算の優先順位	職員配置A	職員配置B	職員配置C	職員配置D	職員配置E	職員配置F
5歳児	43人	9人		52人	① 年齢別配置基準+3歳児配置改善加算必要保育教諭等	14人	14人	14人	14人	14人	14人
4歳児	61人	8人		69人	② 休けい保育教諭等	1人	1人	1人	1人	1人	1人
3歳児	46人	4人		50人	③ 保育標準時間認定対応保育教諭	1人	1人	1人	1人	1人	1人
2歳児			20人	20人	④ 主幹教諭等の業務専任化のための代替職員	0人 (減算調整2名分)	0人 (減算調整2名分)	0人 (減算調整2名分)	0人 (減算調整1名分)	1人 (減算調整1名分)	2人 (減算なし)
1歳児			17人	17人	⑤ 学級編制調整加配	1人	1人	1人	1人	1人	1人
0歳児			1人	1人	⑥ チーム保育加配	0人	1人	2人	3人	3人	3人
園児合計	150人	21人	38人	209人	必要職員数合計(園長除く)	17人	18人	19人	20人	21人	22人

公定価格上の配置職員数

- ① 年齢別配置基準+3歳児配置改善加算ありとして計算 $(52+69)/30+50/15+(20+17)/6+1/3=4.0+3.3+6.1+0.3\div 14$ 人
(満3歳児対応加配加算は「4月1日現在該当園児なし」として計算していない)
- ② 休けい保育教諭等(2・3号定員が90人以下) 1人 (必須)
- ③ 保育標準時間認定対応の保育教諭等 1人 (必須。保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育教諭としても差し支えない。)
- ④ 主幹教諭等の業務専任化のための代替職員 2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする) (子育て支援を行う認定こども園として、原則2人配置が求められるため、2人設置していない場合の減算規定あり。)
- ⑤ 学級編制調整加配(1・2号定員が36~300人) 1人

⑥ チーム保育加配（規模に応じた加配上限 1～6 人） この定員規模の場合は上限 3 人 ①～⑥の合計 2 2 人（園長を除く。）

Q1. 4月1日現在、209名の認定こども園です。上記A・B・C・D・E・Fいずれの職員配置も認められるでしょうか？

A1. 主幹教諭専任化のための代替保育教諭等が2名配置されていない場合は、学級編制調整加配加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算は適用されない。つまり、Fの場合のみ認められる。

（1）基本分単価における配置教員のうち2人は主幹教諭として費用算定されており、実際の主幹教諭の発令の有無にかかわらず支給される。

（ただし、主幹教諭等専任化加算を取得する際には、副園長又は主幹教諭の配置が必要であることに留意）

（2）チーム保育加配の加配教員については、少人数学級の担任、学級内の副担任等の複数配置、3・4歳児を中心に担任を補佐するフリー教諭など、加算の趣旨に従うものであれば、各園の工夫による配置が可能。

国の都道府県担当者向け資料「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の指定に伴う実施上の留意事項について」を基に、現時点で解ってきたこと、予想されること。

職員配置 優先順位	現時点で（平成27年3月25日）解ってきたこと	備 考	職員配置優先順位とは別に、実態に応じ加算されるもの
1位	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢別配置基準 ※また、これとは別に非常勤の保育教諭等の配置が求められる ※基本分単価に含まれているので満たさないと、他の加算は取れない。 	年齢別配置基準を満たさない場合は減算	<ul style="list-style-type: none"> 1. 基本加算部分 ・処遇改善等加算 ・副園長・教頭配置加算
2位	<ul style="list-style-type: none"> ・保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人（減算規定ないため必須） ※基本分単価に含まれているので満たさないと、他の加算は取れない。 ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人（減算規定ないため必須。ただし、保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育教諭としても差し支えないとされている。） ※基本分単価に含まれているので満たさないと、他の加算は取れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ←休憩保育教諭のこと ←延長保育の給付化分のこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児配置改善加算 ・満3歳児対応加配加算（算定上教育標準時間認定のみ） ・通園送迎加算（算定上教育標準時間認定のみ） ・給食実施加算（算定上教育標準時間認定のみ） ・外部監査費加算（認定こども園全体の利用定員区分に応じて）
3位	<ul style="list-style-type: none"> ・主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする） ※基本分単価に含まれているので満たさないと、他の加算は取れない。 	代替保育教諭等2人とも非常勤とした場合、保育認定（2・3号）部分のみ減算される。	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育加算（算定上保育認定のみ） ・夜間保育加算（算定上保育認定のみ） ・減価償却費加算（算定上保育認定のみ）
4位	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制調整加配加算（算定上教育標準時間認定のみ） 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に加算する。 	幼稚園から認定こども園に移行する場合、この加算を取らないことは、想定しづらいので、チーム保育より上位に位置付けている。	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借料加算（算定上保育認定のみ）
5位	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児配置改善加算 ・満3歳児対応加配加算 ・チーム保育加配加算（算定上教育標準時間認定のみ） ※基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、保育教諭等を配置する施設において、加算する。 	それぞれの施設の加配教諭の配置の実態に応じて加算の適否が決まる。 チーム保育加算については、幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者も認められる。	<ul style="list-style-type: none"> 2. 特定加算部分 ・療育支援加算 ・事務職員雇上費加算（認定こども園全体利用定員91人以上の施設に加算） ・冷暖房費加算（すべての施設に加算） ・施設関係者評価加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算 ・施設機能強化推進費加算 ・小学校接続加算 ・第三者評価受審加算 ・入所児童処遇特別加算（算定上保育認定のみ） ・栄養管理加算（算定上保育認定のみ）

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の指定に伴う実施上の留意事項について」平成27年3月10日付国資料（超簡略版：文責 森迫）

～（中略）～

第4 充足すべき職員数の算定方法について

公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところであるが、各加算等の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき職員数を満たしたうえで、それぞれの加算等において求める職員数を充足すること。

常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。

算式 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各特定教育・保育施設等の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数＝常勤換算値

～（中略）～

別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））

I 地域区分等	II 基本部分	III 基本加算部分	IV 加減調整部分	V 乗除調整部分	VI 特定加算部分
<p>1. 地域区分 利用する施設が所在する市町村ごとに定められた区分を適用。</p> <p>2. 定員区分 利用する施設の1号の利用定員の総和に応じた区分を適用。</p> <p>3. 認定区分 利用子どもの認定区分に応じた区分を適用。</p> <p>4. 年齢区分 利用子どもの満年齢に応じた区分を適用。</p>	<p>1. 基本分単価 (1) 額の算定 地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分(以下「地域区分等」)に応じて定められた額とする。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価(保育認定子どもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。</p> <p>(ア) 保育教諭等 基本分単価における必要保育教諭等の数(園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員を除く。)は以下のiとiiを合計した数であること。</p> <p>i 年齢別配置基準(必須) 4歳以上児30人に1人、3歳児及び満3歳児20人に1人、1、2歳児6人に1人、乳児3人に1人、</p> <p>ii その他 a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人(減算規定ないため必須)</p>	<p>1. 処遇改善等加算</p> <p>2. 副園長・教頭配置加算(算定上教育標準時間認定のみ) 配置人数にかかわらず同額。</p> <p>配置人数にかかわらず同額。 学級担任など教育・保育への従事状況は不問。 ii 幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 iii 当該施設に常時勤務する者であること。</p> <p>3. 学級編制調整加配加算(算定上教育標準時間認定のみ) 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に加算する。</p> <p>4. 3歳児配置改善加算 3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施すること。各月初日に利用する3歳児及び満3歳児に加算する。</p> <p>5. 満3歳児対応加配加算(算定上教育標準時間認定のみ) 満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人により実施する施設</p>	<p>1. 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合</p> <p>2. 年齢別配置基準を下回る場合は、必要保育教諭等の数との差を2で除す(下記3も同じ)</p> <p>3. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合</p> <p>幼稚園教諭免許・保育士資格のいずれも有しない場合に調整。</p> <p>4. 施設長に係る経過措置が適用</p>	<p>1. 定員を恒常的に超過する場合連続する過去の2年度間に利用定員を超え、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上</p>	<p>1. 療育支援加算 障害児を受け入れ、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組むこと。なお、専任化の取組みを実施していない場合、対象とはならない</p> <p>2. 事務職員雇上費加算 認定こども園全体の利用定員が91人以上の施設に加算する。</p> <p>3. 冷暖房費加算 全ての施設に加算する。</p> <p>4. 施設関係者評価加算 保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合加算。</p> <p>5. 除雪費加算</p> <p>6. 降灰除去費加算</p> <p>7. 施設機能強化推進費加算 以下の事業等を複数する場合加算。 i 延長保育事業 ii 幼稚園型一時預かり事業 iii 一般型一時預かり事業 iv 病児保育事業 iv 満3歳児に対する教育・保育の提供 v 乳児に対する教育・保育の提供(各月平均3人以上) vi 障害児に対する教育・保育の提供 (注1) 取組の実施方法</p>

	<p>b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人(減算規定ないため必須。保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育教諭としても差し支えない)</p> <p>c 主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)(減算規定あり)</p> <p>(イ) その他</p> <p>i 園長(施設長)</p> <p>ii 調理員等 2・3号利用定員40人以下は1人、41人以上150人以下2人、151人以上は3人(うち1人は非常勤)</p> <p>ii 事務職員及び非常勤事務職員 (注)施設長等が兼務する場合配置不要。</p> <p>iii 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託可)</p>	<p>に加算する。</p> <p>6. チーム保育加配加算(算定上教育標準時間認定のみ) 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超過して、保育教諭等を配置する施設において、加算する。</p> <p>7. 通園送迎加算(算定上教育標準時間認定のみ) 通園送迎を利用していない園児も同額を加算、また、長期休業期間の単価にも加算</p> <p>8. 給食実施加算(算定上教育標準時間認定のみ)</p> <p>9. 外部監査費加算(認定子ども園全体の利用定員区分に応じて)</p>	<p>される場合</p> <p>みなし幼保連携型認定こども園で、平成27年3月31日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置している場合に調整。5年間のみ限定。いずれかの施設長が退職等した場合には、退職等した時点までが適用期間。</p>	<p>i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練。ii 職員等への防災教育、訓練及び避難具の整備促進。 (注2) 取組経費の総額15万円以上。</p> <p>8. 小学校接続加算 i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にする ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動 iii 小学校との接続を見通した教育課程を編制する場合加算。</p> <p>9. 第三者評価受審加算 第三者評価機関による評価を受審し、その結果をホームページ等で公表する場合加算。</p>
--	--	--	--	---

別紙4 (認定こども園(保育認定2・3号))

I 地域区分等	II 基本部分	III 基本加算部分	IV 加減調整部分	V 乗除調整部分	VI 特定加算部分
<p>1. 地域区分 利用する施設が所在する市町村ごとに定められた区分を適用。</p> <p>2. 定員区分 利用する施設の2・3号の利用定員の総和に応じた区分を適用。</p> <p>3. 認定区分 利用子どもの認定区分に応じた区分を適用。</p>	<p>2. 基本分単価 (1) 額の算定 地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分(以下「地域区分等」)に応じて定められた額とする。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価(保育認定子どもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は別紙3のIIの1(2)</p>	<p>1. 処遇改善等加算</p> <p>2. 3歳児配置改善加算</p> <p>3. 休日保育加算(算定上保育認定のみ) ※4. は、原本に記載なし。</p> <p>5. 夜間保育加算(算定上保育認定のみ)</p> <p>6. 減価償却費加算(算定上保育認定のみ)</p> <p>7. 賃借料加算(算定上保育認定のみ)</p> <p>8. 外部監査費加算(認定こども園全体の利用定員区分に応じて)</p>	<p>1. 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合</p> <p>2. 分園の場合</p> <p>3. 常態的に土曜日に閉所する場合 施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。なお、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行う。</p> <p>4. 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合</p> <p>5. 年齢別配置基準を下回る場合</p> <p>6. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合</p> <p>7. 施設長に係る経過措置が適用される場合</p>	<p>1. 定員を恒常的に超過する場合 連続する過去の2年度間に利用定員を超過、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上</p>	<p>1. 療育支援加算 加算の要件及び加算の認定は、別紙3のVIの1(1)及び(2)により行うこと。</p> <p>2. 冷暖房費加算 全ての施設に加算する。</p> <p>3. 施設関係者評価加算</p> <p>4. 除雪費加算</p> <p>5. 降灰除去費加算</p> <p>6. 入所児童処遇特別加算(算定上保育認定のみ) 高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図る施設に加算する。</p> <p>8. 小学校接続加算</p> <p>9. 栄養管理加算(算定上保育認定のみ)</p>

4. 年齢区分 利用子どもの満年齢に応じた区分を適用。	のとおりであることから、これを充足すること。			(注1) 雇用形態不問、嘱託や、調理員として栄養士を雇用も可。 10. 第三者評価受審加算
--------------------------------	------------------------	--	--	--